

公立大学法人大阪教員の人事に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 21

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 221

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 3 条及び大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「高専就業規則」という。）第 3 条の規定に基づき、就業規則及び高専就業規則に定めるほか、大阪府立大学及び大阪府立大学（以下「大学」という。）並びに大阪府立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）に所属する教員（就業規則第 2 条第 2 項に定める教員又は高専就業規則第 2 条第 2 項に定める教員をいう。以下同じ。）の人事について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 教員の任用の方法

(教員の採用、昇任及び再任)

第 2 条 就業規則第 4 条及び高専就業規則第 4 条に定める採用（以下「採用」という。）、就業規則第 14 条及び高専就業規則第 14 条に定める昇任（以下「昇任」という。）並びに就業規則第 6 条及び高専就業規則第 6 条に定める任期付教員の再任（以下「再任」という。）は、学長の発議、又は大阪府立大学における学域若しくは研究科、高等教育推進機構、研究推進機構、高専校長、学系若しくは部門の長（以下「学域長等」という。）又は大阪府立大学における研究院長の申出により、第 6 条に定める人事委員会（以下「人事委員会」という。）の審議を経て行う。

2 教員の採用は、公募によるものとする。ただし、人事委員会が認めたときは、この限りでない。

(採用及び昇任の選考、再任の審査)

第 3 条 教員の採用及び昇任のための選考並びに再任の審査は、人事委員会が行う。

2 前項の大学に所属する教員の選考の基準は、教育研究審議会の審議を経て、学長が定める。

3 学長は、人事委員会の選考結果の報告に基づき、理事長に対して、採用又は昇任の予定者について申し出る。

4 理事長は、前項の学長の申出に基づき、採用又は昇任の予定者を決定する。

5 理事長は、人事委員会の再任に係る審査結果の報告に基づき、再任を決定する。

(配置換え等)

第 4 条 教員の配置換えは、配置換え前及び配置換え後の学域長等又は研究院長の意見を聴いて行うものとする。

(降任、解雇及び懲戒)

- 第5条 就業規則第15条及び高専就業規則第15条に定める教員の降任（以下「降任」という。）、就業規則第31条及び高専就業規則第30条に定める解雇（以下「解雇」という。）並びに就業規則第52条及び高専就業規則第51条に定める懲戒（以下「懲戒」という。）は、人事委員会の審査を経て行う。
- 2 降任、解雇及び懲戒の審査を行うに当たっては、人事委員会は、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。
 - 3 降任、解雇及び懲戒の審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、人事委員会は、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。

第3章 人事委員会

(職務)

- 第6条 人事委員会は、教員の人事に関し、その公正を期し、適正な人事事務の遂行に資するため、大学毎に設置する。
- 2 大阪府立大学に設置する人事委員会は、大阪府立大学における教員の人事に関する他、大阪府立大学工業高等専門学校における教員の人事に関することを取り扱う。
 - 3 人事委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 教員の採用及び昇任の審議及び選考、並びに再任の審査に関すること。
 - (2) 教員の降任、解雇及び懲戒の審査に関すること。
 - (3) 前各号に規定するもののほか、公立大学法人大阪の規程及び学長の指示に基づきその権限に属せられた事務に関すること。

(組織)

- 第7条 人事委員会は、前条第3項第1号にかかる事項について次条の会議を行う場合は、学長が指名する副学長（特命副学長及び学長顧問を含む。以下同じ。）及び次の各号に掲げる者を委員として組織する。
- (1) 採用、昇任又は再任の申出を行った学域長等又は研究院長
 - (2) 前号以外の学域長等若しくは研究院長又は学長が指名する者
- 2 前条第3項第2号及び第3号にかかる事項について次条の会議を行う場合は、前項に掲げる委員のほか、会議の事案に関し、専門的な知識及び経験を有する者として学長が必要と判断した者を委員とすることができる。

(会議)

- 第8条 人事委員会に人事委員会委員長（本条及び次条において「委員長」という。）を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 2 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。
 - 3 委員長は、委員長に事故がある場合にその職務の代行をさせるため、委員長代理を指名することができる。

4 委員長は、事案の必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員長は、人事委員会の運営及び事務に係る事項を決定するために、必要に応じて常任委員から成る常任委員会会議を開催することができる。

(議事)

第9条 会議は、出席を必要とする委員の3分の2以上（降任、解雇及び懲戒に関する事項を議題とする場合には4分の3以上）の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調整会議)

第10条 人事委員会は、採用及び昇任について議を行うに当たって、関係する大阪府立大学における学域等間又は大阪市立大学における研究院間でそれぞれ調整を行う必要がある場合に、関係する学域長等又は研究院長による調整会議の意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 人事委員会の庶務は、事務局総務部人事課において行う。

(施行の細目)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

第4章 クロスアポイントメント制度に関する特例

(クロスアポイントメント制度に関する特例)

第13条 前各条の規定にかかわらず、大阪府立大学クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「府大クロスアポイントメント規程」という。）第1条又は大阪市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「市大クロスアポイントメント規程」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき、就業規則第2条第2項に定める教員として採用する場合で、人事委員会が必要と認めるときは、府大クロスアポイントメント規程第3条又は市大クロスアポイントメント規程第5条に規定する手続きにより採用することができるものとする。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3.8.31 規程221）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。